

平成28年度

監査結果報告書

定期監査
(環境部)
(水道局)

大分市監査委員



監 査 第 9 2 4 号
平成 2 9 年 1 月 1 8 日

大 分 市 長 佐 藤 樹 一 郎 殿
大 分 市 議 会 議 長 永 松 弘 基 殿
大 分 市 水 道 事 業 管 理 者 三 重 野 小 二 郎 殿

大 分 市 監 査 委 員 佐 藤 日 出 美

大 分 市 監 査 委 員 古 庄 研 二

大 分 市 監 査 委 員 安 東 房 吉

大 分 市 監 査 委 員 仲 家 孝 治

監査の結果について（報告）

定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
環境部 環境対策課 清掃管理課 産業廃棄物対策課 清掃施設課 清掃業務課	平成28年度(平成28年4月1日 ～平成28年7月31日)に係る事務 事業 ただし、補助金等については平成 27年度分も対象とした。	平成28年9月28日～ 平成28年12月16日
水道局 総務課 経営管理課 営業課 維持課 計画課 浄水課		

2. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼して監査を実施した。

3. 監査の結果

環境部

環境対策課 清掃管理課 産業廃棄物対策課 清掃施設課

特に指摘事項はなかった。

清掃業務課

(1) 備品等の管理事務について

- ・ 備品の管理が適切でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者である課の長は、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされ、会計管理者は、当該通知を受けたときは、関係帳簿を整理しなければならないとされている。

しかしながら、既に廃棄された備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。

今後は、規則に従い備品の適切な管理をされたい。

水道局

総務課 経営管理課 営業課 計画課 浄水課

特に指摘事項はなかった。

維持課

(1) 契約事務について

- ・ 契約書の内容に不備のあるもの

大分市個人情報保護条例及び大分市個人情報取扱事務業務委託基準では、個人情報取扱事務の委託に係る契約の締結に当たっては、受託者が同基準に規定する特記事項を遵守しなければならない旨を契約書に記載するとされている。

しかしながら、境界確認業務委託契約において、契約書にその条項が記載されていなかった。

今後は、個人情報取扱事務を業務委託しようとするときは、当該業務委託に係る契約において、個人情報の保護に関し必要な措置を講じられたい。